

(保険仲立人)

名 称 等：ワールド インシュアランス ブローカーズ株式会社

登 録 番 号：関東財務局長第3号

住 所：東京都中央区日本橋室町3丁目4番4号

電 話 番 号：03-3273-6551

FAX 番 号：03-3273-6590

自己の立場に関する事項について

1. 本書面について

本書面は、弊社の立場を正しくご理解いただくため、保険業法第294条第4項によりその交付が義務づけられているものです。したがって、本書面に記載された事項は大変重要ですので、必ずお目通しいたごき、内容を充分にご理解いただけますようお願い申し上げます。

2. 弊社の立場について

(1) 弊社は保険業法に基づいて登録を受けた保険仲立人です。

(2) 弊社の業務内容

① 弊社は、貴社の委託を受けて貴社のために、貴社の意向に沿った保険を入手できるよう保険契約の締結の媒介（貴社に対する保険についてのアドバイス、保険会社等の斡旋、保険内容についての保険会社等との交渉等）に尽力いたします。

② 弊社は、保険契約の締結、保険契約の変更・解除の申出の受領、保険料の領収または返還、保険契約についての告知または通知の受領、保険会社等の保険金または給付金の支払いの責任の有無の判断およびその額の決定や保険証券の発行の業務について、保険会社等から委託を受けておりませんので、これらの業務を行うことはできません。

したがって、例えば、保険契約は、保険会社等がその申込みを承諾したときに成立し、保険契約についての告知または通知は、保険会社等に到達したときに有効となります。また、保険料は、保険会社等に入金されたときにお支払いがなされたものとなります。

③ 弊社の取扱う保険契約の種類は損害保険契約、生命保険契約です。

(3) 弊社の賠償責任

弊社の行う仲介に関し、弊社がその義務を果たさなかったことにより、貴社に損害を与え、弊社に法律上の賠償義務が生じた場合には、弊社はその損害を賠償いたします。この場合、保険会社には一切責任がありません。

(4) 媒介手数料

弊社の媒介により成立した保険契約に係る媒介手数料は保険会社等から受領し、貴社に対しては請求いたしません。

(5) その他の報酬

弊社は、保険契約の締結の媒介とは別に貴社のために行ったサービスに対する報酬については、貴社がその支払いを事前に承諾している場合には、これを受領することができます。

(6) 貴社の自己責任について

貴社が選択される保険商品および保険会社等の最終決定については、弊社の義務の履行に欠陥がない限り、貴社の責任となりますので、ご注意ください。

(7) 「保険仲立人登録簿」の縦覧について

貴社は各財務局（財務事務所）に備え付けている「保険仲立人登録簿」を縦覧すること、または金融庁のホームページを閲覧することにより、弊社の保険仲立人としての登録の有無を確認することができます。

(8) 弊社の守秘義務

弊社が業務を行うにあたり貴社より入手した情報については、みだりに他に使用いたしません。

(9) 弊社の契約する指定紛争解決機関

弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、貴社は保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

名称：一般社団法人保険オンブズマン

電話：03-5425-7963

ホームページ：www.hoken-ombs.or.jp/

(10) 担当について

弊社における貴社の担当は とさせていただきます、よろしく申し上げます。